令和８年（フ）第４０７３号
大阪市生野区新今里３丁目12番15号　ハイツニューパラダイム　203
債務者　西村　高明
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０７４号
大阪府大東市南津の辺町20番27号　グランピア南津の辺505号
債務者　北見由紀子
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２０４号
大阪市東住吉区住道矢田５丁目11番３号　ＨＩＢＩＳＵ東住吉
債務者　奥村　一美
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２９３号
大阪市東成区大今里１丁目24番16号
債務者　伊藤　竜也
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３２５号
大阪市生野区舎利寺２丁目16番７号　ロイヤル舎利寺　201
債務者　秋山　眞樹
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４０６号
大阪市住吉区遠里小野７丁目６番29―608号
債務者　金元大聖こと　金　　大聖
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４０８号
大阪市住吉区墨江４丁目３番６―702号
債務者　内田　重明
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４１７号
大阪市東住吉区南田辺３丁目１番20号　ロイヤル南田辺　202号
債務者　塙　　靖子
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４４９号
大阪市東淀川区豊新４丁目26番19―201号
債務者　藏所　信次
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４５１号
大阪市西成区北津守２丁目５番３―301号
債務者　藤山カルロスこと　ＦＵＪＩＹＡＭＡ　ＮＯＶＡＩＳ　ＣＡＲＬＯＳ　ＨＩＧＯＲ
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４６７号
大阪市旭区大宮４丁目４番７号　ジュネス大宮Ⅱ　307
債務者　奥田健一郎
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５２０号
大阪市旭区高殿６丁目24番８号
債務者　山中　智史
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５３７号
大阪市西成区玉出西１丁目19番７号　ラハイナ玉出西　202号
債務者　杉谷　里佳
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５４７号
大阪市北区本庄東２丁目５番11―703号
債務者　西蔭　　宏
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５４８号
大阪府東大阪市稲田本町２丁目２番５号　ひばり荘栞の家　208号、前住所大阪府東大阪市善根寺町３丁目３番10号
債務者　堀口　信治
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５５８号
大阪府池田市神田２丁目１番３―202号
債務者　宮﨑ひろみ
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５７３号
大阪府東大阪市新池島町２丁目12番２号
債務者　山木　忠男
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６７７号
大阪府枚方市北中振１丁目13番32―205号、前住所大阪市北区長柄東２丁目１番24―810号
債務者　大黒眞理子
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部